

「ジョブ型研究インターンシップ推進事業」委託要項

令和6年1月25日
高等教育局長決定

1. 趣旨

博士課程学生が、専門的な知識や高度な能力を評価され、研究開発の加速とイノベーションの創出を担う人材として活躍できる場を拡大するため、「ジョブ型研究インターンシップ」の取組みを推進していく必要がある。本事業は、「ジョブ型研究インターンシップ」を推進する協議会の事務局機能を構築するものである。

2. 委託業務の内容

「ジョブ型研究インターンシップ推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」における議論を踏まえ、「ジョブ型研究インターンシップ」を推進する協議会の事務局機能を構築し、インターンシップのマッチングに関する支援、インターンシップの実施に関する支援及び事後処理に関する支援、普及展開、連携促進、付帯事務に関する業務を行うこと。

3. 業務の委託先

委託業務の実施主体として、高等教育局長が適当であると認めた日本の法人格を有する団体（以下「団体等」という。）とする。

4. 委託期間

原則として契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。（ただし、契約の締結は年度毎に行うものとする。事業の実績、予算の状況等を勘案し、審査の上適当と認められるときは、次年度以降引き続き契約を締結できる。）

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

（1）文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

（2）上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

（1）文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（2）文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（3）文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

（4）団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

（5）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。